

感染レベルに応じた感染症予防対策について（令和2年6月19日版）【屋久島町教育委員会（学校教育関係）版】

地域の感染レベル	レベル3地域				レベル2地域			レベル1地域		
<b>キーワード</b> （報道等で使用される 文言も含む）	【特定（警戒）】 「徹底した行動変容の要請」 Stay home 在宅勤務，ローテーション勤務等強力な推進 など				【感染拡大注意，感染観察】 「新しい生活様式」を徹底 知事が特措法第24条第9項に基づく 協力要請を実施する地域 不要不急の県をまたぐ移動の回避など			【感染観察】 「新しい生活様式」を徹底 不要不急の「特定（警戒），感染拡大注 意都道府県」をまたぐ移動の回避		
<b>県の状況</b>	鹿児島県が 「特定（警戒）都道府県」に相当する感染 状況である場合。				鹿児島県が， ①「感染拡大注意都道府県」に相当する 感染状況である。 ②「感染観察都道府県」に相当する感染 状況である地域のうち，感染経路が不 明な感染者が過去に一定程度存在して いたことなどにより当面の間注意を要 する地域である場合。			鹿児島県が， 感染観察都道府県に相当する感染状況 である地域のうち，レベル2にあたら ない状況である場合。		
<b>屋久島町</b> （令和2年2月28日設定）	感染状況レベル	5	4	感染状況レベル	3	感染状況レベル	2	1		
	鹿児島県 感染者	あり	あり	鹿児島県 感染者	あり	九州内 感染者	あり	なし		
	屋久島町 感染者	あり	あり	屋久島町 感染者	なし	鹿児島県 感染者	なし	なし		
	学 校 感染者	あり	なし	学 校 感染者	なし	屋久島町 感染者	なし	なし		
<b>臨時休業の判断</b> （屋久島町）	【レベル5】 校内で感染者が発生 →全ての学校において第1次臨時休業 を実施，状況に応じて第2次臨時休業 を実施。 【レベル4】 島内で感染者が発生 →全ての学校において第1次臨時休業 を実施，状況に応じて第2次臨時休業 を実施。				【レベル1～3】 地方自治体の首長の自粛を要請がある場合 →児童・生徒の生活圏におけるまん延状況に応じて判断する。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>【重要】</b>                          新型コロナウイルスの感染拡大による国・県の自粛要請があ                          る場合は，屋久島町内の感染レベルに関係なく，臨時休業の検討                          を行う。                     </div>					
<b>臨時休業の判断</b> （国判断基準）	<b>学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間，学校の全部または一部の臨時休業を実施。</li> <li>□ 校長は，感染した児童生徒等や，保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について実施。</li> <li>□ 感染者や濃厚接触者が教職員である場合は，病気休暇等の取得，在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。</li> </ul>				<b>学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 学校の設置者が，保健所の調査や学校医の助言等により，感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ，学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合に実施。</li> <li>□ 学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて，学級単位，学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当。</li> </ul>					

地域の感染レベル	レベル3地域	レベル2地域	レベル1地域
給食	<p>○分散登校（授業日数として実施）となるため、各自弁当を持参。</p>	<p>○衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始。</p> <p>□消毒箇所：給食台，机</p> <p>□配膳方法：セルフサービス</p> <p>□給食中の放送：音量下げる</p>	<p><i>レベル1をキープ!</i></p> <p>○衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始。</p> <p>□消毒箇所：給食台，机</p> <p>□配膳方法：セルフサービス</p> <p>□給食中の放送：音量下げる</p>
図書室	<p>○入室前に手洗いを実施した上で使用。入室前，退出後の手洗いを実施。</p>		
清掃活動	<p>○換気のよい状況で，マスクをした上で実施。</p> <p>○掃除が終わった後は，必ず石けんを使用して手洗い。</p>		
休み時間	<p>3密を避けて，実施。①身体的距離の確保，②マスクの着用，③手洗い</p> <p>※感染防止の3つの基本の徹底</p>		
登下校	<p>○スクールバスは，3密を避ける乗車方法や路線の変更，便数の変更を行い運行。</p>		

## 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について【屋久島町教育委員会（社会教育係）版】

地域の感染レベル	レベル3地域	レベル2地域	レベル1地域 <i style="color: red;">レベル1をキープ!</i>
図書室	閉鎖	人数，時間制限をして開館	○可能な限り感染症対策を行った上で開館
町体育館	閉鎖	人数，時間制限をして開館	○可能な限り感染症対策を行った上で開館
学校開放体育館	閉鎖	人数，時間制限をして開館	○可能な限り感染症対策を行った上で開館
少年団活動	停止	○可能な限り感染症対策を行った上で，リスクの低い活動から徐々に実施。 ○密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は自粛	○可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動で実施。
他施設	閉鎖	人数，時間制限をして開館	○可能な限り感染症対策を行った上で開館

レベル1をキープ!

地域の感染レベル	レベル3地域	レベル2地域	レベル1地域
各教科等について	<p>○「感染症対策を講じてもなお感染のり、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、実施しない。教育計画の入れ替えを行い、感染レベルが下がった際に実施する。</p>	<p>○可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施。 ○リスクの高い活動については、県内の感染状況を踏まえ実施できる場合は、実施する。</p>	<p>○可能な限り感染症対策を行った上で実施。 ○特別支援学校等における自立活動については、適切な配慮を行った上で実施。</p>
<p>※ 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～についてP27参照）</p>			
部活動	<p>○可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動で実施。 ○少人数で実施する場合は十分な距離を空けて実施。 ○密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない。 □土日祝日の活動：実施しない。 □対外試合：実施しない。 □宿泊を伴う大会：実施しない。</p>	<p>○可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施。 ○密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討する。 □土日祝日の活動：実施可 □対外試合：町内において実施可。 □宿泊を伴う大会：実施しない。</p>	<p>○可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動で実施。 □土日祝日の活動：実施可 □対外試合：県内において実施可 ※ 県外との対外試合は、学校独自で判断せず、他県の感染状況を踏まえ設置者と検討する。 □宿泊を伴う大会：感染者が出た場合、他の疾病（熱中症等）との区別の判断がつかないため実施しない。（宿泊者数に応じて検討は可能）</p>
<p>○ 屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活等は絶対に避ける。 ○ 用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。 ○ 部室等の利用は、短時間とし一斉での使用は避ける。 (学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～についてP30参照)</p>			